

アスリート委員会規程

制定 2019年 5月 13日

(設置目的)

第1条 冬季デフリンピックでのメダル獲得に向けて日本パラリンピック委員会（以下、JPC という）の国内外強化活動費助成事業を円滑に進めるため、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）に加盟しているチーム毎にアスリート委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 委員会は、冬季デフリンピック競技に関連するあらゆる事案について、本協会加盟チームに属しているアスリートの意見を取りまとめ、本協会理事会に報告するとともに、アスリートの育成並びに冬季デフリンピック競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本協会定款第57条の規定に基づいて設置されたアスリート委員会に関することを定める。

(協議内容)

第3条 委員会は、第1条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) アンチ・ドーピング教育や啓発に関すること
- (2) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (3) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (4) デフリンピック・ムーブメントを初め、冬季デフスポーツに関わる教育に関すること
- (5) 冬季デフスポーツの普及、特に子供やジュニア層への普及に関すること
- (6) 国際交流、社会貢献に関すること
- (7) 選手のセカンドキャリア（現役引退後の選手の生活設計）に関すること
- (8) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (9) その他、選手の強化事業に直接関係する事項
 - ① 強化スタッフ任命に関すること
 - ② JPC 強化事業の年間事業報告、年間事業計画
 - ③ KPI 設定内容、強化方針の伝達等
- (10) 代議員選出に関すること

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	1名～2名
アスリート委員	7名以内（現役アスリート男女各1名以上）

強化委員 若干名

チーム代議員 4名

- 2 委員長はチーム代表、副委員長はチーム強化責任者とし、本協会理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 アスリート委員は、本協会理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 強化委員は、強化責任者が元アスリート、外部有識者の中から選任、本協会理事会の承認を得て会長が委嘱し、強化スタッフとして JPC 強化事業に関わる業務を遂行する。
- 5 チーム代議員は、強化委員の互選により選任し、本協会代議員会にチームの代表として出席する。

(委員の資格)

- 第 5 条 現役アスリートは、年齢が 16 才以上で、かつ、本協会の登録競技者のうち、冬季デフリンピック、世界選手権大会に過去 4 年以内に出場した選手とする。
- 2 委員会のアスリート委員、強化委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

- 第 6 条 委員長、副委員長並びに委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(開催)

- 第 7 条 委員会は、定時委員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時委員会を開催する。
- 2 委員長がこれを招集する。
 - 3 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
 - 4 会長、副会長及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

- 第 8 条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

- 第 9 条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(規格外事項)

第 10 条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長で決定する。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は 2019 年 5 月 12 日から施行する。